

第 12 回福岡市環境行動賞表彰式運営管理等業務委託
提案競技実施要項

1 名称

第 12 回福岡市環境行動賞表彰式運営管理等業務委託

2 趣旨

本業務は、「第 12 回福岡市環境行動賞表彰式」の開催にあたり、その運営や広報その他の業務を委託するものである。

この提案競技では、提出書類等の内容について審査の上、総合的に採点し、最も高い点数を得た者を最優秀提案事業者として契約交渉権者とするものである。

3 第 12 回福岡市環境行動賞表彰式の概要

(1) 日時・場所

令和 7 年 10 月 25 日（土） 10 時～12 時（予定）

福岡市役所西側ふれあい広場

（荒天の場合、福岡市役所 1 階多目的スペース）

(2) 主催 福岡市環境局環境政策部環境政策課

(3) 受賞者見込み 75 名程度 うち、表彰式参加者 20 名程度

4 履行期間（予定）

契約締結の翌日から令和 7 年 11 月 21 日（金）まで

5 委託内容

別紙「第 12 回福岡市環境行動賞表彰式運営管理等業務委託 委託仕様書」のとおり

6 提案内容

以下の内容について提案すること。最終的には、提案をもとに福岡市と協議の上決定するもの。

(1) 表彰盾、表彰状・感謝状

表彰盾、表彰状・感謝状について、環境要素を取り入れており、受賞者にとって魅力的で創意工夫のあるデザイン（ラフデザイン可）またはコンセプト等の完成イメージがわかる内容を提案すること。

(2) 広報

表彰式の開催日前までに当日の集客につながるために効果的な広報の方法を提案すること。

(3) にぎわいづくり

表彰式の開催中から開催後の期間（10 時半～12 時）で、来場者を呼び込む企画を提案すること。（開催前については消防音楽隊による楽器演奏を実施するもの）

(4) 荒天時の対応

荒天時の実施方法について提案すること。(当日の流れ、会場レイアウト等) なお、会場については福岡市役所本庁舎 1 階多目的スペースを使用するもの。

7 提案限度額

3,070,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

8 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。複数の事業体が共同企業体(以下コンソーシアムという)として参加する場合は、全構成員が以下の(1)～(7)を満たしている必要がある。なお、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案事業者決定の日(最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案事業者決定の日(最優秀提案事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 福岡市内に本社または営業所等を有する法人であること。

※なお、最優秀提案事業者に出選された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 スケジュール

(1) 公募開始 令和 7 年 7 月 25 日 (金)

- (2) 質問書締切 8月 1日 (金) 正午
- (3) 参加申込締切 8月 18日 (月) 正午
- (4) 企画提案書締切 8月 21日 (木) 正午
- (5) 審査 (プレゼンテーション) 8月 26日 (火) 予定
- (6) 契約締結 8月末頃

10 提案に関する質問

提案協議に関する質問を行う場合は、令和7年8月1日(金)正午までに「質問書(様式1)」に記載のうえ、電子メールで送付すること。

(1) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 13階
福岡市環境局環境政策部環境政策課
メール:k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp
担当者:重藤、日野

(2) 回答

質問に対する回答は令和7年8月6日(水)までに福岡市ホームページに掲載する。

11 提案競技参加申込

提案競技に参加する者は、(3)に示す書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月18日(月)正午

(2) 提出方法

原本を郵送、FAX(必着)または持参すること。

(3) 提出書類

以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

①提案競技参加申込書(様式2)

※コンソーシアムで申し込む場合は、代表事業者を決定し、コンソーシアム構成事業者一覧(様式2-2)を提出すること。なお、書類は代表事業者が取りまとめて提出すること。

②登記事項証明書

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③市町村税を滞納していないことの証明書

注1)福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

④消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤委任状(様式2-3)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。

⑥誓約書(様式2-4)

注1) 代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦役員名簿(様式2-5)

注1) 代表者及び役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人〔支店長、営業所長等〕を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」の写しを提出すること。

(4) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 13階

福岡市環境局環境政策部環境政策課

担当者: 重藤、日野

F A X : 092-733-5592

(5) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式3)」を提出すること。また、その旨を事務局へ電話連絡すること。

12 企画提案書の提出

「10 提案競技参加申込」を行った者は、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月21日(木) 正午

(2) 提出方法

企画提案書はすべて PDF データとし、電子メールで送付すること。その際、提出した旨を電話連絡すること。

※電子データのサイズが計20MBを超える場合は、メールを複数回に分けて送付する、またはデータ転送サービス等を利用して提出すること。

(3) 企画提案書

- ・ページ枚数は25ページ以内とする。
- ・提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

- ・1 ページは表紙とし、2 ページ以降にページ番号を一連で記載すること。
- ・表紙には、あて名「(宛先) 福岡市環境局環境政策部環境政策課」、表題「第 12 回福岡市環境行動賞企画運營業務委託企画提案書」、提出年月日（和暦）を記載すること。
- ・運営体制図、スケジュール表、支出計画書（様式 4）は企画提案書の最後に編綴すること。

(4) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 13 階

福岡市環境局環境政策部環境政策課

担当者：重藤、日野

電 話：092-733-5381

F A X：092-733-5592

E-mail：k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

(5) 留意点

- ①提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものとみなす。
- ②提案書等は、全体にわたって提案者（コンソーシアムの場合は提案者及び構成員のすべて）の企業名・団体名等を伏せること。
- ③提案内容は十分考慮した上で実現可能なものとする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出後の書類の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) すべての提出書類は返却しない。なお、企画提案書等は本事業の審査以外の目的で参加事業者が無断で使用することはない。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

14 審査（プレゼンテーション）

企画書等を提出した事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。詳細については、企画提案書提出以降に事務局から事業者へ電子メールにて通知する。なお、参加申込が多数の場合は、企画提案書による書類審査（1次審査）を行う場合がある。

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行う。

その評価を合計し、最高得点者を最優秀提案事業者とする。点数が同点の場合は、審査員の意見をもとに総合的に判断し、決定する。

※審査に関する質問には一切応じない。

①日時 令和 7 年 8 月 26 日（火）予定

②説明

- ・説明資料は提出された提案書のみとし、説明 12 分、質疑応答 8 分とする。
- ・出席者は 1 事業者（コンソーシアムの場合は 1 団体あたり）3 名までとする。実務責任者は原則出席すること。

・日時や場所等、詳細については、参加事業者に電子メールで連絡する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

プレゼンテーションを行った全ての参加事業者に電子メールにて通知する。また、最優秀提案事業者については福岡市ホームページで公表する。

15 失格要件

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 審査員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) その他、不正と認める行為があったとき。

16 契約

提案競技で選定された最優秀提案事業者を契約交渉権者とし、提案された企画内容や会場レイアウト等の変更も含め福岡市と協議を行う。福岡市と契約交渉権者との協議完了後、速やかに業務委託契約を締結する。ただし、最優秀提案事業者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点の提案事業者を契約交渉の相手方とすることがある。

また、本提案競技に参加する事業者が1者のみの場合は、提案内容を審査し、全実行委員が合計点数で標準（90点）以上の評価を行った場合に、最優秀提案事業者とみなす。

17 委託における著作権等の権利の取り扱い

(1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は福岡市に帰属するものとする。

(2) 福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。

(3) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

(4) (3) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

(5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

18 その他留意事項

(1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとする。

(2) 審査結果に関する質問は一切受付けない。

(3) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。

(4) 本業務の全部又は主たる部分を再委託することは禁止する。

19 事務局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 13階

福岡市環境局環境政策部環境政策課

担当者：重藤、日野

E-mail：k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

F A X：092-733-5592

電 話：092-733-5381